

index

■今月のラインナップ P1~8

- ◎令和6年(2024年)分の路線価が発表されました!
- ◎約束手形等の交付から満期日までの期間の短縮
- ◎参考 相続時精算課税制度のあらまし
- ◎令和6年から相続登記が義務化されました
- ◎空き家に係る譲渡所得の3,000万円特別控除の特例(空き家特例)について
- ◎ふるさと納税の返礼品って税金かかるの?
- ◎補助金活用しませんか?
- ◎相続事業承継のお悩み、かなた税理士法人が解決いたします!!

■今月のコラム P9

かなた税理士法人グループが
今月もお客様のためになる
コラムを連載します。

■今月のお客様紹介 P10

- ◎和心の宿大森
- ◎レストラン 風車
- ◎三和ネオン株式会社

かなたくん



かなた税理士法人 代表社員
中野 隆二

9月に入りまして暑さも幾分か和らいできたでしょうか。この文章を書いている今現在はお盆真っ盛りの8月中旬、当然の猛暑で今日も36度に達するくらい、そんな暑さの中ですがオリンピックも終わってしまい家の中ですぶってばかりいても仕方ないのでここは一念発起して庭の雑草退治→草むしりを始める事にしました。草取り器に農作業手袋、この時期なので熱中症対策として日よけ帽子に汗拭きタオル、ペットボトル、塩分チャージ、更には蚊対策として虫よけスプレーに蚊取線香、蚊よけネットバー

カ、オニヤンマ君おまけに腰痛予防の座椅子等々、準備万端整いましていざ出陣です。オニヤンマ君は虫除けのグッズでこれを安全ピンで身体に付けておくと蚊がよつてこないそうです、写真①。草狩り前の雑草の状態、写真②。“夏草や 兵 (つわもの)どもが 夢の跡” 生い茂る草の前で呑気に俳句など詠んでいる場合ではないのですが何故か心に浮かんでしまいました。松尾芭蕉先生が「奥の細道」奥州平泉で詠まれた有名な句ですね。夏草や→義経最後の地高館 (たかだち)に登ってみると夏草が生い茂り、兵どもが→栄華を誇った藤原氏一族だったが、夢の跡→その面影は今ここには何も残っていない…ちょっと切ない感じです。草むしりは大変な作業なのでこんなことでも思いながらポジティブに進めました。

三日かけて完了の写真③と④。やり終えた満足もありましたが大変な作業でもありました。発汗が半端ない量です。この時期でも日中のウォーキングや軽いジョギング等行っているので大したことは無いだろうと高を括っておりましたが、とんでもない熱中症?で頭クラクラになりました。皆様もこの時期の草むしりにはご注意ください。



2024
9
September

VOL.22

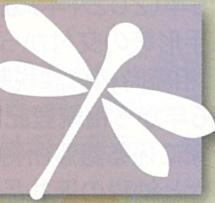
発行日:令和6年9月1日
(平成22年1月創刊)

 **かなた税理士法人**



資産税部
部長 伊藤 明

令和6年(2024年)分の 路線価が発表されました!



関東信越国税局は7月1日、令和6年(2024年)分の路線価(1月1日現在)を発表しました。

群馬県内では、9税務署管内の最高路線価のうち、前橋市、草津町の2地点が前年より上昇しました。なんと、前橋市内で上昇したのは1992年以来で32年ぶりとなります。前橋市は昨年まで9年連続横ばいでしたが、中心街の再開発による複合施設オープンなどで回復傾向になり、また、事務所需要が好調で上昇につながったようです。

県庁所在地の順位では全国45位と変わりませんでした。草津町は観光客が順調なことが追い風になったようです。

群馬県内最高地点は、34年連続でJR高崎駅西口駅前の市道高崎駅・連雀町線。路線価は4年連続で横ばいとなっています。人口約37万人の都市としては地価が高水準になっているため路線価の上昇は見られなかったようです。

ほかは、太田市と伊勢崎市、藤岡市が横ばいとなっています。沼田市は7年連続横ばいから下落に転じています。富岡、桐生の両市は5年連続下落。人口減少とともに、高齢化により再開発事業が進んでおらず、路線価が下落しています。

また、埼玉県内においては県内15税務署別の最高額をみると、川越、浦和、大宮、川口、西川口、所沢、本庄、上尾、越谷、朝霞の10署で上昇。熊谷、行田、秩父、東松山、春日部の5署では横ばいとなっており、下落した地点はありませんでした。

埼玉県内の最高額は、33年連続で大宮駅西口駅前ロータリー(さいたま市大宮区桜木町2丁目)。1平方メートルあたり529万円で前年比11.4%増となっています。大宮駅周辺は、賃貸オフィスの空き室率が低く、再開発への期待感などから地価が上昇基調にある事が考えられます。

浦和駅西口駅前ロータリー(さいたま市浦和区高砂1丁目)も前年比10.0%増の1平方メートルあたり231万円となっています。浦和駅周辺は交通利便性が高いうえに教育環境も良く、住宅需要があるようです。

一方で、都心から比較的遠い熊谷や行田、秩父などの路線価は伸びていません。

約束手形等の交付から満期日までの期間の短縮

換金できるまでの期間が長い手形は、受け取った事業者の資金繰りを圧迫します。商慣習上、手形は下請代金の支払いによく利用されていますが、受け取る下請事業者を保護するため、この場合に交付する手形等について指導基準が設けられています。

11月1日以降の交付から適用

行政指導の対象となるのは、現行ルールでは、繊維業では90日、その他の業種は120日を超える手形等の交付です。

この期間を「業種を問わず60日」とする新たな指導基準が、4月30日に公正取引委員会より発表されました。

今年11月1日以降に交付される手形等から適用されます。

また、下請法の対象とならない取引についても、サイトの短縮に努め、取引先の資金繰りへの影響に配慮するよう求めています。

手形払い(サイト60日)の例

※月末締め翌月末手形払いの場合



[参考] 経済産業省ホームページ

<https://www.meti.go.jp/press/2024/04/20240430002/20240430002.html>

2026年を目指し、約束手形廃止が目標

一方で政府は、2026年を目指し、紙の約束手形の利用を廃止することを目標に掲げています。

こちらも、特に中小・小規模事業者に直接影響を及ぼす動向です。

代わりの手段として、インターネットバンキングによる銀行振込やでんさいによる支払いが推奨されています。

これらに移行するには、支払側だけでなく受取側も、デジタル化の対応が不可避となります。

(引用元: MyKomon)

参考 相続時精算課税制度のあらまし

令和6年1月1日現在法令等

財産の贈与を受けた人は、次の場合に、財産の贈与をした人ごとに相続時精算課税を選択することができます。

相続時精算課税を選択できる場合（年齢は贈与の年の1月1日現在のもの）

財産を贈与した人
(贈与者)

60歳以上の父母または祖父母など
(住宅取得等資金の贈与の場合には特例があります。)

財産の贈与を受けた人
(受贈者)

18歳以上の者のうち、贈与者の直系卑属（子や孫など）である推定相続人または孫
(一定の納税猶予制度の適用を受ける場合には特例があります。)

(相続時精算課税を)

(選択する)

(選択しない)

相続時精算課税

暦年課税

【贈与税】

(1) 贈与財産の価額から控除する金額

①基礎控除額^(注1)毎年110万円

なお、同一年中に2人以上の特定贈与者から贈与を受けた場合の基礎控除額110万円は、特定贈与者ごとの贈与税の課税価格でん分します。

②特別控除額2,500万円

なお、前年までに特別控除額を使用した場合には、2,500万円から既に使用した額を控除した金額が限度額となります。

(2) 税額

基礎控除額^(注1)および特別控除額を超えた部分に対して一律20%の税率で計算します。

【贈与税】

(1) 贈与財産の価額から控除する金額

基礎控除額 每年110万円

(2) 税額

課税価格に応じ贈与税の速算表で計算します。

(相続時に精算)

【相続税】

贈与者が亡くなった時の相続税の計算上、相続財産の価額に相続時精算課税を適用した贈与財産の価額（贈与時の価額から基礎控除額^(注1)を控除した残額）を加算して相続税額を計算します。

その際、既に支払った贈与税相当額を相続税額から控除します。なお、控除しきれない金額は還付を受けることができます。



【相続税】

贈与者が亡くなった時の相続税の計算上、原則として、相続財産の価額に贈与財産の価額を加算する必要はありません。

ただし、相続または遺贈により財産を取得した者が、加算対象期間内^(注2)に贈与を受けた財産の価額（贈与時の価額）は加算しなければなりません。

その際、既に支払った贈与税相当額を相続税額から控除します。

(注1) 令和6年1月1日以後に相続時精算課税に係る贈与により取得した財産について適用されます。そのため、令和5年12月31日以前に相続時精算課税に係る贈与により取得した財産については、基礎控除額は控除されません。

(注2) 加算対象期間については、コード4161「贈与財産の加算と税額控除(暦年課税)」をご覧ください。

令和6年 4月1日から相続登記が義務化されました



知りませんでした！

不動産(土地・建物)の相続登記が義務化されたのは、なぜですか？

相続登記がされないため、登記簿を見ても所有者が分からぬ「**所有者不明土地**」が全国で増加し、周辺の環境悪化や公共工事の阻害など、社会問題になっています。

この問題解決のため、令和3年に法律が改正され、**これまで任意だった相続登記が義務化される**ことになりました。



相続登記の義務化とは、どういう内容ですか？

相続人は、**不動産(土地・建物)**を相続で取得したことを知った日から3年内に、相続登記をすることが法律上の義務になりました。法務局に申請する必要があります。

正当な理由がないのに相続登記をしない場合、10万円以下の過料が科される可能性があります。

遺産分割の話し合いで不動産を取得した場合も、別途、遺産分割から3年内に、登記をする必要があります。



義務化が始まったのは、いつからですか？

令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されています。

また、**令和6年4月1日より前に相続した不動産**も、相続登記がされていないものは、**義務化の対象**になります(3年間の猶予期間があります。)ので、要注意です。



不動産を相続した場合、どう対応すれば良いですか？

新制度のペナルティが不安なのですが。

相続人の間で**早めに遺産分割の話し合い**を行い、不動産を取得した場合には、その結果に基づいて法務局に、**相続登記をする必要**があります。

早期の遺産分割が難しい場合には、今回新たに作られた**「相続人申告登記」**という簡便な手続^(※)を法務局にとって、義務を果たすこともできます。

※相続人申告手続は、戸籍などを提出して、自分が相続人であることを申告する、簡易な手続です。

遺産分割の話し合いが
まとまつた



遺産分割の結果に基づく相続登記
不動産の相続を知った日から3年内にする必要^(※)

早期に遺産分割を
することが困難



相続人申告登記
不動産の相続を知った日から3年内にする必要^(※)

※令和6年4月1日より前に相続した不動産は、令和9年3月31日までにする必要

出典：東京法務局HPより

空き家



空き家に係る譲渡所得の3,000万円 特別控除の特例(空き家特例)について

空き家の発生を抑制するための特例措置として、令和5年度改正により**令和6年1月1日以後の譲渡**から、制度の拡充がされております。

ポイント 1 空き家特例って何？

空き家特例とは、相続又は遺贈により空き家等を取得した相続人が、一定の要件を満たして譲渡した場合に、譲渡所得の金額から最大3,000万円を控除できる制度です。

ポイント 2 制度がどう拡充されたの？

改正前の制度では、譲渡の時までに家屋を耐震改修(既に耐震性がある場合は不要)又は除却を行った場合のみが対象とされていましたが、令和6年1月1日以降の譲渡については、**譲渡後に“買主が行う場合”**も空き家特例の対象となりました。

※買主が行う工事等は譲渡日から譲渡年の翌年2月15日までに完了している必要があります。

買主側の工事で空き家特例の適用を受けるための手続きの流れ

- ①売買契約時に譲渡後の買主による耐震改修工事により空き家特例を適用する場合の特約等を交わす
- ②買主が、特約等に定めた期日までに耐震改修工事又は除却工事を完了
- ③買主が売主に対して、特約等に定めた期日までに必要書類を交付
- ④売主が、家屋所在地の市区町村に「被相続人居住用家屋等確認書」を申請(申請時、①の売買契約書のコピー及び特約書等のコピーを提出)
- ⑤売主が、④の確認書を添付して確定申告書を提出

その他にも空き家特例を受けるために要件がございますので、詳しくは各担当者までご連絡ください。



ふるさと納税の返礼品って税金かかるの？

かかります！

なんと、一時所得という収入扱いです。
では、どんな時に税金がかかるのか？
ご説明します。

1年で50万円超の返礼品を受け取った時 (他の一時所得がない場合)

…となります。ここがポイントです。
以下に国税庁のQ&Aがありますので、ご確認ください。
ご相談は各監査担当者までよろしくお願ひします。



← → ⌂

ふるさと納税の返礼品の収入計上時期

【照会要旨】

個人Aは、昨年11月にB市に対していわゆるふるさと納税による寄附を行ったところ、本年2月にその謝礼としてB市から特産品(以下「返礼品」といいます。)を受け取りました。

ふるさと納税の返礼品に係る経済的利益は一時所得になるとのことですですが、個人AがB市から供与された返礼品に係る経済的利益は、ふるさと納税を行った昨年と、返礼品を受け取った本年のいずれの年分の一時所得になりますか。

【回答要旨】

個人Aが返礼品を受け取った年分の一時所得となります。

ふるさと納税の謝礼として供与された返礼品に係る経済的利益は一時所得に該当しますが、一時所得の総収入金額の収入すべき時期は、その支払を受けた日によるのが原則です(所得税基本通達36-13)。

したがって、個人AがB市から供与されたふるさと納税の返礼品に係る経済的利益は、個人Aが返礼品を実際に受け取った年分の一時所得として収入を計上することになります。

なお、一時所得の特別控除額は最高50万円とされていますので、その年中の他の一時所得も含めた一時所得の収入金額の合計額が50万円を超えない場合、課税関係は生じません。

国税庁HPより



補助金活用しませんか？

省力化補助金

掃除ロボット・配膳ロボット
自動倉庫・検品仕分システム
無人搬送車・券売機
スチームコンベクションオーブン
自動チェックイン機
自動精算機 等

人手不足解消に効果がある
汎用製品の導入

最大1,500万円



事業承継

引継ぎ補助金

自動車リース・設備・賃借料
M&Aに係る専門家費用 等

M&Aによる代表者変更や
事業承継による新代表者の
新しい取組を支援

最大750万円



小規模事業者 持続化補助金

店舗のバリアフリー化
チラシやHPの作成
テレビやラジオ等のメディア宣伝
SNSでの広告活動・看板設置
新たなサービスの実現 等

販路開拓につながる投資

最大200万円



ものづくり補助金

新商品の開発・実験
先端機器の導入
内製化・自動化
DX化・脱炭素化
生産性向上に
係る設備導入

最大1億円



地域の補助金

高崎市・前橋市
太田市・伊勢崎市 等の
各地方自治体の補助金にも対応。

店舗の改装や新築、
備品や設備の導入
に活用可能



Q. 何が対象になりますか？

A. 「事業課題」における各種取組が補助対象となります。

具体的には、企業における新しい取組に対して補助金が活用できます。

例1.) 無人自動販売機による非対面販売事業やキッチンカーの導入

例2.) 代表者交代やM&Aによる新サービスの提供

Q. 企業における新しい取組とは？

A. 販路開拓のため、設備の導入や看板設置、ラジオ宣伝やSNS集客、チラシやHP作成、事業承継時の専門家費用や廃業費、新設工事や改修工事、リース費用や店舗借入費用 等、

事業継続のため新たな支出行為です。継続的とみなされる取組は一部対象外ですが対象となる場合もございますので監査担当者へ御気軽にお問い合わせください。

相続事業承継のお悩み、かなた税理士法人が解決いたします!!

- 事業引継ぎの準備を始めたい。
- 子供に引き継がせたい。
- 役員・従業員へ引き継がせたい。
- 廃業・リタイヤしたい。
- 後継者が見つからず、どういう選択をすべきか。
- 会社を売却したいと考えている。
- そろそろ事業承継を考えているが、どういう人に相談すればいいか。
- 土地の利用方法によって評価額は変わるものか。

上記のお悩みに1つでも当てはまる方はお気軽にご相談ください。

専門チームが次世代への計画的な継承をする為のプランニングをさせて頂きます。

1

相続対策の3本柱で最適なプランを提案

相続対策・相続税対策は準備期間が大切です。所有する財産・家族構成・ご本人の希望などを総合的に勘案し、じっくりとお話を伺いながら最適なプランをご提案致します。

相続対策の3本柱

分ける

財産分割をスムーズにする

納める

納税をスムーズにする

下げる

相続評価を下げる

所有資産に対する現状分析 (現状の財産評価)

生前から対策が必要であるかを見極める

2

会社状況を把握してベストプランを提案

経営者の高齢化が進行して、後継者の確保がますます困難になっている昨今、事業承継対策をしていないと、さまざまな理由で事業が不安定になり、事業の継続が困難になってしまふ可能性があります。かなた税理士法人では、御社にとってベストな事業承継プランを設計し、全力でサポートいたします。まずはお早めにご相談下さい。大きくは、「後継者問題」「会社支配権の問題」という2つの問題に分け、現在抱えている問題を把握することから始めます。

後継者問題

会社支配権の問題

会社状況の把握

少しでもお気になる方は、気軽に各担当者にお申し付けください。

かなた税理士法人では、専門的知識を駆使し、相続税概算計算からその後の対策まで親身になって全力でサポートさせて頂きます!

今月のコラム



かなた税理士法人

「経営者保証なし」融資について

昨年から「経営者保証なし」の融資が急増しています。新規融資の約50%が「経営者保証なし」といわれています。その背景には「経営者保証あり」の借入金があると、事業承継時に後継者が事業を引き継がない(引き継ぎたくない)との理由から、事業承継を円滑にする意味で、金融庁が金融機関に対して「経営者保証なし」の融資を勧めていることが原因の一つです。

金融機関は「経営者保証なし」の融資を積極的に取り扱っていますが、裏を返せば「経営者保証なし」とは、金融機関にとってはリスクを負って融資をしているので、確実に返済できる会社に融資をするということであり、「経営者保証あり」でないと融資を受けられない会社には審査が厳しくなる(金利、保全の条件が厳しくなる)もしくは融資を断る金融機関も出てくるかもしれません。

「経営者保証なし」の要件(経営者保証ガイドラインの3要件、①法人と経営者との明確な区分分離、②財務基盤の強化、③財務情報の適時適切な情報開示)をクリアするためには、①会社の資産をよく精査する、②着実に利益を出す企業体質にする、以上のことことが今後金融機関から融資を受ける条件になってくると思います。

かなた税理士法人 財務コンサル部 柳澤 良一

株式会社
高崎総合コンサルタント

組織風土診断(現状への満足)

前回の「かなた君」でもお伝えしましたが…企業で働く人々がいきいきとした毎日を送り、組織全体が活力に満ち溢れている…そんな状態が自社で実現できたらどんなに素晴らしいことでしょうか。(株)高崎総合コンサルタントが提供しているサービスの1つに「組織風土診断」があります。このサービスは各企業において前述した状態を作り上げていくため、今皆様の会社に形成されている「組織風土の実態」を明らかにしようとするものです。

この組織風土診断では、企業文化の「好ましさ」を『6つの要素』に分けております。その要素の1つが『現状への満足』です。『現状への満足』を確認するのは「立ち位置を正しく知るため」です。千里の道も一歩からといいます。たどり着きたいゴールがあれば、そこまでの距離がいかほどか。そもそもゴールを見据えているのか。ただ闇雲に歩くことが目的ではありません。ゴールすることが目的です。「ゴールまでの長さ」がわからなければ、人は努力を続けられません。

(株)高崎総合コンサルタントではこれまで多くの「組織風土診断」を手掛けてきました。組織風土の改善をご検討の方は、遠慮なくお問い合わせください。

株式会社 高崎総合コンサルタント 中林 大樹

株式会社
エフピーエス

雹災による自動車の損害について

春先から秋頃までのあいだ、上空に強い寒気が流れ込むと大気の状態が不安定になり、雹が降ることがあります。雹が降ると、車のボディがへこんだり、フロントガラスが割れたりして修理するのに高額のお金がかかってしまいます。

皆様の大変な車が大きな損害を受けてしまった時に役に立つのが車両保険です。

雹の被害で保険を使うとすると、一等級ダウン事故になってしまいますが、自動車保険契約を長期契約(3年間)にしておくと、更新の時は等級ダウンの影響を受けずに更新できます。

日常生活を送っていくうえで、何もないことが良いですが、もしもの時の保険です。

万が一が起きてしまってからだと遅いですので、一度ご確認してみることをお勧めいたします。

現在の契約内容、詳細が気になる方はエフピーエスへご相談ください。

株式会社 エフピーエス 梅山 卓也

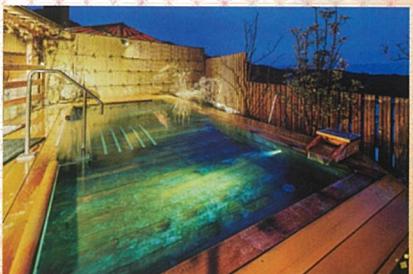
お客様

耳より!! 情報



親しみやすく あったかで「心和む宿」

2019年、大森は「和心の宿 大森」として100年目のスタートを切らせていただきました。次なる100年に向け、時には競走馬のように颯爽と、時にはトテ馬車のようにゆっくりと、これから道のりも駆け抜けて参りたいと思います。



お問合せ先

和心の宿 大森

〒377-0102 群馬県渋川市伊香保町伊香保58 電話番号:0279-72-2611



フランス料理
レストラン 風車
CUISINE FRANÇAISE RESTAURANT



落ち着いた雰囲気の空間で、正統派フレンチが満喫できる
高崎市観音山の老舗レストラン

創業40年余りの当店では本格的なコース料理を肩肘張らず
気軽に楽しめます。

ご予約などはこちらから↓

TEL : 027-322-7289 Instagram, X : @fusha_takasaki
HP : <https://www.restaurant-fusha-takasaki.com/>

〒370-0864
群馬県高崎市石原町2211-4

営業時間

【昼】11:30~14:00 (ラストオーダー)
【夜】17:30~20:30 (ラストオーダー)

定休日 木曜日 (祝日の場合は営業)

 三和ネオン株式会社
SanwaNeon

お客様とともにサインを育てる会社です。
屋外広告とサインを通し、明日につながる
新たなご提案で、お客様と社会の繁栄に貢献します。

商業施設、オフィスビルなどの
サインの企画～メンテナンスまで
あらゆる案件に対応いたします



かなた税理士法人
(株)エフピーイース
看板も
お願いしました!

会社に対する思いを、形にしてみませんか？

ショウグンノヒ 将軍の日

中期経営計画立案セミナー

たった一日で経営計画書を作成します。

将軍の日

参加者募集中

「将軍の日」セミナーに参加される顧問先様を、現在募集中です。5年後の会社の未来を、一緒に考えましょう！

私達がお手伝いさせていただきます。

かなた税理士法人 財務コンサル部
相澤・柳澤

「将軍の日」開催報告

令和6年6月28日(金)、1社様のご参加のもと、「将軍の日」セミナーを開催いたしました。



セミナーを終えての
講師の感想

・完成した経営計画書を顧問先様に手渡した時の、充実感に溢れた表情が忘れられません。

セミナーに参加された
顧問先様の声

・明確な数値目標を計画するとの大切さ、重要性を再確認することができた。

編集後記

委員会メンバーの
ひとりごと!?

伊勢崎 晋平：長男が来年小学生になります。時の流れの早さを痛感します。

黒岩 光恵：厳しい残暑ですが、秋を探しに行きたいと思います。

橋本 奈実：夏の暑さで体力が落ちたので、体力づくりをしていこうと思います。

玉木 武智：厳しい酷暑ですが、終わると思うと切なくなります。

今井 覧司：だんだん寒くなって 夏は通り過ぎてた 金木犀の香りで気付く

かなたくん
vol.22(9月号)

令和6年9月1日 発行

〈発行部数〉

850部

〈製作編集〉

かなたくん委員会

かなた税理士法人グループ

■ かなた税理士法人 ■ 本社矢中事務所
〒370-1203 群馬県高崎市矢中町617-1
TEL 027-347-0933 FAX 027-347-2245
URL <https://www.t-gk.co.jp/>

■ かなた税理士法人 ■ 問屋町事務所
〒370-0006 群馬県高崎市問屋町4-7-8 高橋税経ビル
TEL 027-361-5568 FAX 027-361-9591
URL <https://takahashi.co.jp/>

■ かなた税理士法人 ■ 大宮支店
〒331-0805 埼玉県さいたま市北区益栽町514
押田ビル2F
TEL 048-660-3550 FAX 048-660-3552

■ かなた税理士法人 ■ 太田支店
〒373-0813 群馬県太田市内ヶ島町1434-1
TEL 0276-46-8821 FAX 0276-46-6137

株式会社
高崎総合コンサルタツツ
〒370-1203 群馬県高崎市矢中町617-1
TEL 027-347-0993 FAX 027-347-0994

株式会社
エフピーエフ
〒370-0852 高崎市中居町2丁目22-5 トーワビル中居1階
TEL 027-395-4891 FAX 027-395-4892